Ⅱ　固定負債	×××		×××		×××	
⑴　社債	×××		×××		×××	
⑵　長期借入金	×××		×××		×××	
⑶　長期預かり特定商品及び預かり施設利用権	×××		×××		×××	
⑷　退職給付引当金	×××		×××		×××	
⑸　繰延税金負債	×××		×××		×××	
⑹　のれん	×××		×××		×××	
⑺　リース債務	×××		×××		×××	
⑻　資産除去債務	×××		×××		×××	
⑼　その他	×××		×××		×××	
負債合計	×××		×××		×××	
純　資　産　の　部						
Ⅰ　株主資本	×××		×××		×××	
⑴　資本金	×××		×××		×××	
⑵　新株式申込証拠金	×××		×××		×××	
⑶　資本剰余金	×××		×××		×××	
資本準備金	×××		×××		×××	
その他資本剰余金	×××		×××		×××	
⑷　利益剰余金	×××		×××		×××	
利益準備金	×××		×××		×××	
その他利益剰余金	×××		×××		×××	
・・・積立金	×××		×××		×××	
繰越利益剰余金	×××		×××		×××	
⑸　自己株式	△×××		△×××		△×××	
⑹　自己株式申込証拠金	×××		×××		×××	
Ⅱ　評価・換算差額等	×××		×××		×××	
⑴　その他有価証券評価差額金	×××		×××		×××	
⑵　繰延ヘッジ損益	×××		×××		×××	
⑶　土地再評価差額金	×××		×××		×××	
Ⅲ　新株予約権	×××		×××		×××	
純資産合計	×××		×××		×××	
負債純資産合計	×××	100.0	×××	100.0	×××	100.0

（記載上の注意）

1　一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つて作成すること（会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１号に定める会社をいう。）以外の者は、上記様式に準じて作成すること。）。

2　最近３事業年度（当事業年度の前２事業年度及び当事業年度。事業年度が６月の者は、最近６事業年度）について記載すること。ただし、事業年度経過後３月以内の日に本書面を交付する場合には、直近事業年度の直前の事業年度を当事業年度として記載することができる（この様式において、以下同じ。）。また、６事業年度について記載する場合には、連続する３事業年度ごとに分けて記載することができる。

3　預託等取引契約の締結時において、当該契約期間が１年以内の場合には、当該契約価額を流動資産科目の「特定商品及び施設利用権」に取得価額として計上し、かつ、同契約価額を流動負債科目の「預かり特定商品及び預かり施設利用権」に債務額として計上すること。

4　預託等取引契約の締結時において、当該契約期間が１年を超える場合には、当該契約価額を固定資産科目の「長期特定商品及び施設利用権」に取得価額として計上し、かつ、同契約価額を固定負債科目の「長期預かり特定商品及び預かり施設利用権」に債務額として計上すること。

5　流動資産科目の「特定商品及び施設利用権」及び固定資産科目の「長期特定商品及び施設利用権」については、種類ごとに区別して計上すること。

6　当初、固定負債科目の「長期預かり特定商品及び預かり施設利用権」に計上した債務額のうち、貸借対照表日の翌日から１年以内に契約が満了するものについては、流動負債科目の「１年以内返済予定の長期預かり特定商品及び預かり施設利用権」に振替を行うこと。

7　各有形固定資産に係る減損損失累計額は、減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示すること。

8　各無形固定資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額は、各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を各無形固定資産の金額として表示すること。

9　各繰延資産に対する償却累計額は各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示すること。

10　「流動資産」の「その他」、「有形固定資産」の「その他」、「無形固定資産」の「その他」又は「投資その他の資産」の「その他」のうち同一種類の資産でその金額が資産の総額の100分の１を超えるものについては、それぞれの資産の内容を示す適切な名称を付した科目をもつて掲記すること。

11　「流動負債」の「その他」又は「固定負債」の「その他」のうち同一の種類の負債でその金額が負債及び純資産の合計額の100分の１を超えるものについては、それぞれの負債の内容を示す適切な名称を付した科目をもつて掲記すること。

12　「・・・積立金」については、それぞれの積立金の内容を示す適切な名称を付した科目をもつて表示すること。また、「賞与引当金」及び「退職給付引当金」以外の引当金がある場合には、当該引当金の内容を示す適切な名称をもつてそれぞれの引当金の次に順次追加して掲記すること。

13　本法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもつて計上しなければならない準備金又は引当金であつて、資産の部又は負債の部に計上することが適当でないもの（以下「準備金等」という。）は、固定負債の次に別の区分を設けて表示しなければならない。この場合において、当該準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した項目をもつて表示すること。なお、この場合には、「様式第５　個別注記表　個別注記表　⑴　（一般的な注記事項）」の「（記載上の注意）６（注７）貸借対照表等に関する注記　⑦その他」において、①当該法令の条項、及び②当該準備金又は引当金が１年以内に使用されると認められるものであるかどうかの区別を表示すること。

14　「金額」の欄には、一円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとするが、他の様式と統一し、かつ、使用した単位を明記すること。ただし、有効な数値がない場合には、科目の名称の記載を要しない。千円単位又は百万円単位をもつて表示する場合であつて、表示単位未満の数値で表示する際には金額欄に「０」と記載することとし、表示単位未満の金額は切り捨てること（合計欄も同様）。